

第 3 回 宇摩合併協議会資料

平成 14 年 9 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分

伊予三島市福社会館 4 階 多目的ホール

宇摩合併協議会

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い		細項目	1 常勤の特別職（任期・報酬額）	
基本調整方針	法令の定めるところにより、市長ほか常勤の特別職として、助役、収入役、教育長、常勤監査委員を置く。 報酬は、現行の川之江市、伊予三島市の報酬額をもとに調整する。 合併当初の円滑な組織機構の運営のため必要と思われる特別職の設置については、4市町村長が別に協議する。				調整方針確認日 平成 年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
市長	平成10年12月1日～ 平成14年11月30日 950,000円	平成13年10月11日～ 平成17年10月10日 950,000円	平成13年11月2日～ 平成17年11月1日 815,000円	平成12年8月30日～ 平成16年8月29日 730,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第139条第2項『市町村に市町村長を置く。』 ・同法第140条第1項『…長の任期は、4年とする。』
助役	平成12年2月2日～ 平成16年2月1日 738,000円	平成14年7月1日～ 平成18年6月30日 738,000円	平成11年10月1日～ 平成15年9月30日 652,000円	平成14年4月1日～ 平成17年3月31日 600,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第161条第2項『市町村に助役1人を置く。…』 ・同法第163条『…助役の任期は、4年とする。…』
収入役	平成12年2月2日～ 平成16年2月1日 672,000円	平成14年7月1日～ 平成18年6月30日 672,000円	平成14年4月1日～ 平成18年3月31日 612,000円	平成12年11月6日～ 平成16年11月5日 550,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第168条第2項『市町村に収入役1人を置く。…』 ・同法第168条第7項『…第163条…の規定は、…収入役にこれを準用する。』
教育長	平成12年10月3日～ 平成16年10月2日 617,000円	平成11年10月1日～ 平成15年9月30日 617,000円	平成13年7月1日～ 平成16年9月30日 602,000円	平成13年10月4日～ 平成17年10月3日 520,000円	<ul style="list-style-type: none"> ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項『教育委員会に、教育長を置く。』 ・同法同条第3項『教育長は、委員としての任期中在任するものとする。…』 ・同法第5条第1項『委員の任期は、4年とする。…』
監査委員 学識経験	平成11年3月19日～ 平成15年3月18日 514,000円(常勤)	平成14年7月1日～ 平成18年6月30日 120,000円	平成12年7月18日～ 平成16年7月17日 327,000円(年額)	平成13年10月1日～ 平成17年9月30日 146,000円(年額)	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法第195条第1項『普通地方公共団体に監査委員を置く。』 ・同法同条第2項『監査委員の定数は、…その他の市にあっては条例の定めるところにより3人又は2人とし…』
議会議員	平成10年12月5日～ 平成14年12月4日 33,000円	平成10年12月6日～ 平成14年12月5日 33,000円	平成14年2月23日～ 平成17年2月22日 172,000円(年額)	平成13年1月26日～ 平成17年1月25日 117,000円(年額)	<ul style="list-style-type: none"> ・同法第196条『監査委員は…識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。…』 ・同法第197条『監査委員の任期は、識見を有する者…は4年とし、議員…にあっては議員の任期による。…』 <p>新市に常勤の監査委員を置く。 川之江市の報酬額をもとに調整する。</p>

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い		細項目	2 議員（任期・報酬額・定数）	
基本調整方針	任期、定数は、各法令の定めるところによる。 報酬は、現行の報酬額をもとに調整する。				調整方針確認日 平成 年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
1 任期	平成10年12月5日～ 平成14年12月4日	平成10年12月6日～ 平成14年12月5日	平成14年2月23日～ 平成18年2月22日	平成13年1月26日～ 平成17年1月25日	別途協議する。
2 報酬 (月額)	議長 454,000円 副議長 374,000円 議員 341,000円	議長 454,000円 副議長 374,000円 議員 341,000円	議長 300,000円 副議長 247,000円 議員 228,000円	議長 220,000円 副議長 175,000円 議員 160,000円	合併時は、川之江市・伊予三島市の例による。
3 定数	22名	22名	18名	12名	別途協議する。

【地方自治法】

第89条 普通地方公共団体に議会を置く。

【地方公務員法】

第3条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、次に掲げる職とする。

(1) 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

(1)の2 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

(1)の3 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

(2) 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員又は委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤の者

(3) 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

(4) 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

(5) 非常勤の消防団員及び水防団員の職

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い	細項目	3 行政委員会の委員		
基本調整方針	法令の定めるところにより、新市においても引き続き設置する。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。			調整方針確認日 平成 年 月 日	
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
教育委員会	教育委員会 委員長 83,600円(月額) 委員 72,200円(月額)	教育委員会 委員長 83,600円(月額) 委員 72,200円(月額)	教育委員会 委員長 293,000円(年額) 委員 233,000円(年額)	教育委員会 委員長 160,000円(年額) 委員 135,000円(年額)	川之江市・伊予三島市の例による
公平委員会	公平委員会 委員長 11,000円(日額) 委員 10,000円(日額)	公平委員会 委員長 9,000円(日額) 委員 8,000円(日額)	公平委員会 (県へ事務委託)	公平委員会 (県へ事務委託)	川之江市の例による
選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員長 23,000円(月額) 委員 18,900円(月額)	選挙管理委員会 委員長 23,000円(月額) 委員 18,900円(月額)	選挙管理委員会 委員長 145,000円(年額) 委員 102,000円(年額)	選挙管理委員会 委員長 71,000円(年額) 委員 56,000円(年額)	伊予三島市の例による
農業委員会	農業委員会 会長 280,000円(年額) 会長職務代理 230,000円(年額) 委員 230,000円(年額)	農業委員会 会長 280,000円(年額) 会長職務代理 230,000円(年額) 委員 230,000円(年額)	農業委員会 会長 283,000円(年額) 会長職務代理 226,000円(年額) 委員 212,000円(年額)	農業委員会 会長 129,000円(年額) 会長職務代理 109,000円(年額) 委員 109,000円(年額)	会長：土居町の例による 会長職務代理、新設される部会長、委員：川之江市・伊予三島市の例により調整する その他別途協議
固定資産評価審査委員会	固定資産評価審査委員会委員 10,000円(日額)	固定資産評価審査委員会委員 8,000円(日額)	固定資産評価審査委員会委員 7,200円(日額)	固定資産評価審査委員会委員 7,000円(日額)	伊予三島市の例による 地方自治法第138条の4第3項

【地方自治法】

第180条の5 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、次のとおりである。

- (1) 教育委員会
- (2) 選挙管理委員会
- (3) 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会
- (4) 監査委員

2 略

3 第1項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、次のとおりである。

- (1) 農業委員会
- (2) 固定資産評価審査委員会

4 以下略

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い	細項目	4 審議会等の附属機関の委員等		
基本調整方針	新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。			調整方針確認日 平成 年 月 日	
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
	選挙長 11,000円(選挙) 選挙投票管理者 17,000円(選挙) 選挙開票管理者 11,000円(選挙) 選挙投票立会人 11,000円(選挙) 選挙開票立会人 9,000円(選挙) 選挙立会人 9,000円(選挙) 公民館 館長 240,000円(年額) 公民館運営審議会委員 21,300円(年額) 体育指導員 30,400円(年額) 社会教育委員 21,300円(年額) 中小企業振興特別融資保証審査会委員 50,000円(年額) 商工会議所で調整 1,000円(日額) 特別職報酬等審議会委員 9,000円(日額) 市営住宅入居者選考委員会委員 9,000円(日額) 都市計画審議会委員 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 環境審議会委員 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 公務災害補償等認定委員会委員 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 公務災害補償等審査会委員 会長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 社会教育指導員 93,900円(月額)	選挙長 11,000円(選挙) 選挙投票管理者 13,000円(選挙) 選挙開票管理者 11,000円(選挙) 選挙投票立会人 11,000円(選挙) 選挙開票立会人 10,000円(選挙) 選挙立会人 公民館 館長 240,000円(年額) 公民館運営審議会委員 21,300円(年額) 体育指導員 30,400円(年額) 社会教育委員 21,300円(年額) 中小企業融資審査委員会委員 50,000円(年額) 特別職報酬等審議会委員 8,000円(日額) 市営住宅入居者選考委員会委員 8,000円(日額) 都市計画審議会委員 8,000円(日額) 環境審議会委員 8,000円(日額) 公務災害補償等認定委員会委員 8,000円(日額) 公務災害等補償審査委員会委員 8,000円(日額) 社会教育指導員 2,041,200円(年) 視聴覚ライブラリー運営委員 21,300円(年額)	選挙長 12,500円(日額) 選挙投票管理者 15,000円(日額) 選挙開票管理者 12,500円(日額) 選挙投票立会人 14,000円(日額) 選挙開票立会人 10,400円(日額) 選挙立会人 10,400円(日額) 公民館 館長 60,000円(月額) 公民館運営審議会委員 22,000円(年額) 体育指導員 34,000円(年額) 社会教育委員 34,000円(年額) 中小企業融資審査委員会委員 7,200円(日額) 特別職報酬等審議会委員 7,200円(日額) 都市計画審議会委員 7,200円(日額)	選挙長 10,700円(日額) 選挙投票管理者 12,700円(日額) 選挙開票管理者 10,700円(日額) 選挙投票立会人 10,800円(日額) 選挙開票立会人 8,900円(日額) 選挙立会人 8,900円(日額) 公民館 職員対応 体育指導員 10,500円(年額) 社会教育委員 10,500円(年額) 中小企業融資審査委員会委員 (無償) 特別職報酬等審議会委員 7,000円(日額)	土居町の例による 川之江市の例による 土居町の例による 川之江・三島の例による 土居町の例による 土居町の例による 単位は(選挙)とする 担当課で調整中 土居町の例による 土居町の例による 土居町の例による 担当課で調整中 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 公害対策自然環境保全審議会 地方自治法第138条の4第3項 公務災害補償等認定委員会委員 7,000円(日額) 地方自治法第138条の4第3項 公務災害等補償審査委員会委員 7,000円(日額) 地方自治法第138条の4第3項 社会教育指導員 担当課で調整中 "

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い	細項目	4 審議会等の附属機関の委員等		
基本調整方針	新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。			調整方針確認日 平成 年 月 日	
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
	文化財保護審議会委員 21,300円(年額)	文化財保護審議会委員 21,300円(年額)	文化財保護委員会 21,000円(年額)	文化財保護審議会委員 10,500円(年額)	川之江市の例による (名称変更)
	青少年センター運営協議会委員 9,000円(日額)	青少年センター運営協議会委員 21,300円(年額)	少年育成センター運営協議会委員 22,000円(年額)	少年育成センター運営協議会委員	
	青少年問題協議会委員 9,000円(日額)	青少年問題協議会委員 8,000円(日額)	青少年問題協議会委員 7,200円(日額)		地方自治法第138条の4第3項
		スポーツ振興審議会委員 8,000円(日額)			
		図書館協議会委員 21,300円(年額)	図書館協議会委員 22,000円(年額)		担当課で調整中
			地域改善対策審議会委員 7,200円(日額)		地方自治法第138条の4第3項
	特別土地保有税審議会委員	特別土地保有税審議会委員	特別土地保有税審議会委員		地方自治法第138条の4第3項
	委員長 10,000円(日額)	8,000円(日額)	7,200円(日額)		
	委員 9,000円(日額)				
	出頭参加人 9,000円(日額)	公述人 8,500円(日額)	議会出頭者、公聴会参加者	証人等	川之江市の例による
	防災会議委員 9,000円(日額)	防災会議委員 8,000円(日額)	防災会議委員 7,200円(日額)	防災会議委員 7,000円(日額)	地方自治法第138条の4第3項
	水防協議会委員 9,000円(日額)	水防協議会委員 8,000円(日額)	水防協議会委員 7,200円(日額)		地方自治法第138条の4第3項 (水防協議会委員、水防会議委員 を一つにする)
	消防団	消防団	消防団	消防団	川之江市の例による
	団長 133,100円(年額)	団長 133,100円(年額)	団長 115,000円(年額)	団長 105,000円(年額)	川之江市の例による
	副団長 93,700円(年額)	副団長 93,700円(年額)	副団長 81,000円(年額)	副団長 75,000円(年額)	川之江市の例による
	分団長 58,100円(年額)	分団長 58,100円(年額)	分団長 60,000円(年額)	分団長 53,000円(年額)	土居町の例による
	副分団長 44,000円(年額)	副分団長 44,000円(年額)	副分団長 44,000円(年額)	副分団長 37,000円(年額)	川之江市の例による
	部長 35,200円(年額)	部長 35,200円(年額)	部長 36,000円(年額)	部長	土居町の例による
	班長 26,600円(年額)	班長 26,600円(年額)	班長 28,000円(年額)	班長 26,000円(年額)	土居町の例による
	団員 25,100円(年額)	団員 25,100円(年額)	団員 23,000円(年額)	団員 23,000円(年額)	川之江市の例による
	本部広報委員 86,000円(年額)	自治会長 平等割 1,500円(年額)	事務嘱託員 平等割 4,600円(年額)	自治委員 平等割 10,000円(年額)	担当課で調整中
	地区広報委員 48,000円(年額)	戸数割 350円(年額)	戸数割 450円(年額)	戸数割 1,200円(年額)	
	農業調査員 11,000円(年額)				〃

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い	細項目	4 審議会等の附属機関の委員等		
基本調整方針	新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。 報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。			調整方針確認日 平成 年 月 日	
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
	隣保館長 240,000円(年額) 隣保館運営審議会 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 介護保険運営協議会委員 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 国保運営協議会 会長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 健康づくり推進協議会委員(報償) 民生委員推薦会委員 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 交通指導員(報償費で対応)	隣保館長 240,000円(年額) 隣保館運営審議会 191,700円(年額) 介護保険運営協議会委員 委員長 委員 8,000円(日額) 国保運営協議会 会長 委員 21,300円(年額) 健康づくり推進協議会委員 在宅介護支援センター運営協議会 委員 8,000円(年額) 民生委員推薦会委員 委員長 委員 8,000円(日額) 交通指導員(報償費で対応)	隣保館長 50,000円(月額) 隣保館運営審議会 8,000円(日額) 介護保険運営協議会委員 委員長 委員 7,200円(日額) 国保運営協議会 会長 委員 7,200円(日額) 健康づくり推進協議会委員 民生委員推薦会委員 7,200円(日額) 交通指導員 43,000円(年額) 給食センター運営委員会委員 21,000円(年額) 町営住宅評価委員会委員 7,200円(日額) 仲介委員 7,200円(日額) あっせん委員 7,200円(日額) 地域ケア会議委員 7,200円(日額)	介護保険運営協議会委員 委員長 14,000円(年額) 委員 10,500円(年額) 国保運営協議会 会長 25,000円(年額) 委員 19,000円(年額) 健康づくり推進協議会委員 9,500円(年額) 幼稚園長(兼務) 45,000円(年額) 在宅介護支援センター運営審議会 委員 9,500円(年額) 交通指導員(報償費で対応)	公民館長を参考に担当課で調整中 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 職員対応で検討する 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 合併時に組織を統一し報償費で対応 土居町の例による 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 村有旅客自動車運営審議会委員 7,000円(日額)

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い	細項目	4 審議会等の附属機関の委員等		
基本調整方針	新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。			調整方針確認日 平成 年 月 日	
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
			上野財産区管理会 会長 9,300円(年額) 委員 8,000円(年額) 北野財産区管理会 会長 9,300円(年額) 委員 8,000円(年額) 土居財産区管理会 会長 14,700円(年額) 委員 10,800円(年額) 土居天満財産区管理会 会長 89,200円(年額) 会長代理 80,600円(年額) 委員 77,100円(年額) 少年育成センター所長 74,700円(月額) 少年補導委員 1,150円(日額) 農業振興地域整備促進協議会委員 7,200円(日額) コミュニティ対策審議会委員 7,200円(日額) 公有林野運営審議会委員 7,200円(日額) 地籍調査推進委員会委員 7,200円(日額) 水道整備審議会委員 7,200円(日額) 振興計画審議会委員 7,200円(日額) 小作料協議会委員 7,200円(日額) 農村環境改善センター運営委員会委員 7,200円(日額) 行政改革懇談会委員 7,200円(日額)	育成委員	土居町の例による 土居町の例による 土居町の例による 土居町の例による 嘱託職員等に対応 担当課で調整中 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項
青少年補導委員		育成センター補導委員 7,000円(年額)			
児童館運営委員会委員(無償)		廃棄物減量等推進審議会 21,300円(年額) 児童センター運営委員会委員 8,000円(日額)			
保存樹木等の指定選考委員会委員		山林管理委員 21,300円(年額)			
紙のまち資料館運営協議会委員		地籍調査推進委員 7,000円(日額) 国道11号線バイパス審議会 8,000円(日額) 墓地整備審議会 8,000円(日額) 住居表示整備審議会 8,000円(日額) 勤労青少年ホーム運営委員会 8,000円(日額) 江之元地区住環境整備推進委員会 8,000円(日額) 介護保険ふれあい相談員 6,000円(月額)			

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	特別職の身分の取扱い	細項目	4 審議会等の附属機関の委員等		
基本調整方針	新市においても原則として引き続き設置するものとし、設置にあたってはより効果的、効率的な体制を検討するものとする。報酬額については、年額、月額、日額等現行の業務に照らし合わせて調整する。			調整方針確認日 平成 年 月 日	
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
	情報公開審査委員会 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 表彰審査委員会 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 高原ふるさと館運営協議会 委員長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額) 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関 長 10,000円(日額) 委員 9,000円(日額)	情報公開審査会 8,000円(日額) 選考委員会 8,000円(日額) 地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関 委員 8,000円(日額)		地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関 長 委員 7,000円(日額)	地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 地方自治法第138条の4第3項 川之江市・伊予三島市の例により調整する

【地方自治法】

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規定を定めることができる。

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第174条 普通地方公共団体は、常設又は臨時の専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、専門の学識経験を有する者の中から、普通地方公共団体の長がこれを選任する。

3 専門委員は、普通地方公共団体の長の委託を受け、その権限に属する事務に関し必要な事項を調査する。

4 専門員は、非常勤とする。

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(再任用短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2, 3, 4 略

5 報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

第204条 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の長及びその補助機関たる常勤の職員、委員会の常勤の委員、常勤の監査委員、議会の事務局長又は書記長、書記その他の常勤の職員、委員会の事務局長若しくは書記長、委員の事務局長又は委員会若しくは委員の事務を補助する書記その他の常勤の職員その他普通地方公共団体の常勤の職員並びに再任用短時間勤務職員に対し、給料及び旅費を支給しなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で、前項の職員に対し、扶養手当・・・手当を支給することができる。

3 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱い		細項目		担当部会名等	総務部会 企画分科会	
事務・事業・制度名等							
基本調整方針	公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、各団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。 4市町村に共通している団体は、合併時に統合できるよう調整に努める。 統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。					調整方針確認日	平成13年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容		
総務関係	川之江市防犯協会	伊予三島市防犯協会	土居町防犯協会	新宮村防犯協会	合併時に統合できるよう調整に努める		
	川之江市同和対策協議会	愛媛県同和対策協議会伊予三島支部	土居町同和対策協議会	新宮村同和対策協議会			
	地区自治会	地区自治会	地区自治会	地区自治会			
民生関係	宇摩交通安全協会川之江地区連合会	宇摩交通安全協会三島地区連合会 伊予三島市交通安全連絡協議会	宇摩交通安全協会土居地区連合会	宇摩交通安全協会新宮村支部	合併時に統合できるよう調整に努める		
	川之江市交通安全母の会	伊予三島市交通安全母の会	土居町交通安全母の会				
		自衛隊父兄会伊予三島支部	土居町自衛隊後援会				
福祉関係	川之江市社会福祉協議会	伊予三島市社会福祉協議会	土居町社会福祉協議会	新宮村社会福祉協議会	合併時に統合できるよう調整に努める		
	川之江福祉施設協会	伊予三島福祉施設協会			合併時に統合できるよう調整に努める (拡大)		
	川之江市シルバー人材センター	伊予三島市シルバー人材センター	ミニシルバー人材センター		合併時に統合できるよう調整に努める		
	川之江市民生児童委員協議会	伊予三島市民生児童委員協議会	土居町民生児童委員協議会	新宮村民生児童委員協議会			
	川之江市心身障害者団体連合会	伊予三島市障害者福祉団体連合会	土居町身体障害者協議会	新宮村身体障害者協議会			
		伊予三島市障害児教育育成会	土居町障害児教育育成会		合併時に統合できるよう調整に努める (拡大)		
		伊予三島市知的障害者(児)手をつなぐ親の会	土居町手をつなぐ育成会				
		伊予三島市障害児親の会つくしの会					
	川之江市婦人ともしび母親クラブ連絡協議会(2団体)	ともしび母親クラブ(10団体)	ともしび母親クラブ(6団体)		合併時に統合できるよう調整に努める (拡大)		
	川之江市母子寡婦福祉連合会	伊予三島市母子寡婦福祉連合会	土居町母子寡婦福祉連合会	新宮村母子寡婦福祉協議会	合併時に統合できるよう調整に努める		
	川之江市人権擁護委員協議会	伊予三島人権擁護委員協議会			合併時に統合できるよう調整に努める (拡大)		
	川之江市遺族会	愛媛県遺族会伊予三島支部	土居町遺族会	新宮村遺族会	合併時に統合できるよう調整に努める		
	川之江市老人クラブ連合会	伊予三島市老人クラブ連合会	土居町連合長寿会(42団体)	新宮村老人クラブ連合会			
	軍人軍属恩給欠格者連盟川之江支部 英霊にこたえる会川之江支部 川之江市傷痍軍人会	軍恩連盟伊予三島市連合会 英霊にこたえる会伊予三島支部 伊予三島市傷痍軍人会会同妻の会	軍恩連盟土居支部 英霊にこたえる会土居支部 土居町傷痍軍人会同妻の会		合併時に統合できるよう調整に努める (拡大)		

産業経済関係	川之江市森林と緑の推進協議会	伊予三島市森林と緑の推進協議会	土居町森林と緑の推進協議会	新宮村森林と緑の推進協議会	合併時に統合できるよう調整に努める
		銅山川優良材生産組合 嶺南木工愛好会（高齢者林業園） 三島林研グループ		新宮村青年の山研究会	現行のとおりとする
	川之江市農業振興協議会	伊予三島市営農指導協議会	土居町営農指導協議会		合併時に統合できるよう調整に努める
	川之江市椎茸生産組合	伊予三島農村創造塾	土居町農村創造塾（土居町認定農業者協議会） 土居町酪農振興会 土居町米消費拡大推進連絡協議会 土居町4Hクラブ 土居町銘品づくり推進協議会 赤石五葉松盆栽組合	農産物加工組合 農作業支援センター	現行のとおりとする
	川之江市農業協同組合	うま農業協同組合	うま農業協同組合土居町支店	うま農業協同組合新宮村支店	合併時に統合できるよう調整に努める
	土地改良区（3団体）	伊予三島市土地改良協議会	土居町土地改良区協議会	土地改良区（1団体）	現行のとおりとする
	川之江漁業協同組合	三島漁業協同組合 寒川漁業協同組合	土居町漁業協同組合		将来の統合に向けて調整に努める
		銅山川漁業協同組合 伊予三島市水産振興協議会 伊予三島市魚食普及推進協議会	土居町内水面漁業協同組合	銅山川中流漁業協同組合	現行のとおりとする
	川之江商工会議所	伊予三島商工会議所	土居町商工会	川之江商工会議所（事務委託）	将来の統合に向けて調整に努める
	川之江雇用促進協議会	伊予三島雇用対策協議会			合併時に統合できるよう調整に努める
	宇摩商工業協同組合 （社）愛媛県紙パルプ工業会				現行のとおりとする
	川之江市たばこ小売店組合	伊予三島たばこ販売協同組合	土居町たばこ販売協同組合	新宮村たばこ販売協同組合	合併時に統合できるよう調整に努める
	川之江市観光協会	伊予三島観光協会	土居町観光協会	新宮村観光協会	
	商店街振興組合（複数団体） 川之江商店連合会 カード事業共同組合	商店街振興組合（4団体） 伊予三島商店街連合会 宇摩旅館組合 愛媛県計量組合伊予三島支部	土居町商工業協同組合	新宮村商店連盟	現行のとおりとする
	川之江市太鼓台運行協議会	伊予三島太鼓祭実行委員会 磐座太鼓保存会	土居町太鼓台運営委員会	鐘踊り保存会	
	教育関係	川之江文団体連絡協議会	伊予三島市文化協会	土居町文化協会	
川之江市国際交流協会		伊予三島市国際交流協会			
川之江市体育協会		（財）伊予三島市体育協会	土居町体育協会		当分の間、現行のとおりとする
愛媛県同和教育協議会川之江支部		愛媛県同和教育協議会伊予三島支部	愛媛県同和教育協議会土居支部	愛媛県同和教育協議会新宮市部	合併時に統合できるよう調整に努める
（財）川之江奨学会		（財）伊予三島奨学会			当分の間、現行のとおりとする
川之江市学校給食会		伊予三島市学校給食会	土居町学校給食会		合併時に統合できるよう調整に努める （拡大）
川之江市学校保健協会		伊予三島市学校保健協会	土居町学校保健協会		

	川之江市学校薬剤師会 川之江市PTA連合会	伊予三島市PTA連合会	土居町PTA連絡協議会	新宮村連合PTA	合併時に統合できるよう調整に努める
	川之江市愛護班連絡協議会 地区愛護班連絡協議会(複数団体)	伊予三島市愛護班連絡協議会 地区愛護班連絡協議会(7団体)	土居町愛護班連絡協議会(41地区)		将来の統合に向けて調整に努める
	地区婦人会(6団体)	伊予三島市連合婦人会(7団体)	土居町連合婦人会(6団体)	新宮村連合婦人会(4団体)	
	川之江市スポーツ少年団	伊予三島市スポーツ少年団本部	土居町スポーツ少年団本部		合併時に統合できるよう調整に努める
	地区青年団(3団体)	地区青年団(3団体)		新宮村青年団(1団体)	合併時に統合できるよう調整に努める (拡大)
	川之江第一団ボーイスカウト	伊予三島第一団ボーイスカウト	土居第一団ボーイスカウト		
	古代官道調査保存協議会			古代官道調査保存協議会	合併時に統合できるよう調整に努める
		伊予三島市郷土芸能保存会 伊予三島市教育集会所連絡協議会 伊予三島の子ども育てる市民会議 伊予三島市青少年補導委員連絡協議会 伊予三島子供太鼓運営協議会	土居町読書会連絡協議会		現行のとおりとする
その他地域づくり関係	地区ふるさとづくり推進協議会(複数団体)	富郷地区協議会 金砂地区協議会 猿田団地施業運営協議会 嶺南地区活性化協議会 あじさい会	めじろ塾 女性塾・風 土居町ラブリバー推進協議会	あじさいグループ 寺内を豊かにする会 新宮ふるさと友の会 道路愛護団体 青空市かほり 塩塚スカイクラブ	現行のとおりとする
財産等管理団体	地縁団体(12地区)	上柏公益会 中曽根地区協議会 中之庄公益会 東寒川財産管理委員会 教育及び福祉施設等基金管理委員会(旧三島地区) 寒川町財産管理運営協議会 テレビ共同受信施設組合	地縁団体(4地区) 土居町水道運営協議会・水道組合(4組合) <財産区議会> 関川財産区 土居財産区 小富士財産区 天満財産区 野田財産区 津根財産区 <財産区管理会> 上野財産区 北野財産区 土居財産区 入野財産区 畑野財産区 浦山財産区 蕪崎財産区 土居天満財産区		現行のとおりとする

宇摩合併協議会 項目別調整方針

調整方針確認日：平成 年 月 日

基本調整方針		基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。						
具体項目	川之江市		伊予三島市		土居町		新宮村	
調整内容	市名のみ変更。町名以下は現在地名を継承。		市名の変更。旧三島町のうち街区方式を採用している地域については、「三島」の地名を付して表示し、その他の地域は現在地名を継承。		市名を付し、現在地名を継承して、「大字」を省略する。		市名を付し、現在地名を継承し、「村」を「町」に変更し、「大字」を省略する。	
表示地名	【現況】	【合併時】	【現況】	【合併時】	【現況】	【合併時】	【現況】	【合併時】
		川之江市 川之江町 川之江町余木 川之江町長須 金生町下分 金生町山田井 上分町 妻鳥町 金田町三角寺 金田町金川 金田町半田 金田町半田甲 金田町半田乙 金田町半田丙 金田町半田丁 川滝町下山 川滝町領家 柴生町 下川町	市 川之江町 川之江町余木 川之江町長須 金生町下分 金生町山田井 上分町 妻鳥町 金田町三角寺 金田町金川 金田町半田 金田町半田甲 金田町半田乙 金田町半田丙 金田町半田丁 川滝町下山 川滝町領家 柴生町 下川町	伊予三島市 上柏町 下柏町 村松町 *朝日1丁目 *朝日2丁目 *朝日3丁目 *紙屋町 *宮川1丁目 *宮川2丁目 *宮川3丁目 *宮川4丁目 *中央1丁目 *中央2丁目 *中央3丁目 *中央4丁目 *中央5丁目 *金子1丁目 *金子2丁目 *金子3丁目 *中曽根町 *中之庄町 *具定町 寒川町 豊岡町大町 豊岡町豊田 豊岡町長田 豊岡町五良野 豊岡町岡銅 富郷町寒川山 富郷町豊坂 富郷町津根山 金砂町小川山 金砂町平野山 (*は旧三島町)	市 上柏町 下柏町 村松町 三島朝日1丁目 三島朝日2丁目 三島朝日3丁目 三島紙屋町 三島宮川1丁目 三島宮川2丁目 三島宮川3丁目 三島宮川4丁目 三島中央1丁目 三島中央2丁目 三島中央3丁目 三島中央4丁目 三島中央5丁目 三島金子1丁目 三島金子2丁目 三島金子3丁目 中曽根町 中之庄町 具定町 寒川町 豊岡町大町 豊岡町豊田 豊岡町長田 豊岡町五良野 豊岡町岡銅 富郷町寒川山 富郷町豊坂 富郷町津根山 金砂町小川山 金砂町平野山	土居町大字上野 土居町大字北野 土居町大字土居 土居町大字入野 土居町大字浦山 土居町大字畑野 土居町大字中村 土居町大字小林 土居町大字藤原 土居町大字津根 土居町大字野田 土居町大字天満 土居町大字蕪崎	市 土居町上野 土居町北野 土居町土居 土居町入野 土居町浦山 土居町畑野 土居町中村 土居町小林 土居町藤原 土居町津根 土居町野田 土居町天満 土居町蕪崎	新宮村大字新瀬川 新宮村大字馬立 新宮村大字新宮 新宮村大字上山
街区の設定	該当なし		伊予三島市住居表示に関する条例及び同施行規則（s 40年1月1日公布）を制定施行している。同条例は専決条例とする。		該当なし		該当なし	

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い		細項目	市町村章の取扱い	
事務・事業・制度名等	市町村章の取扱い			担当部会名等	宇摩合併協議会 事務局
基本調整方針	市章については、新市名の決定後、新市発足までに選定し、新市において告示する。				調整方針確認日
					平成 年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
市町村章	<p>市章 昭和 32 年 7 月 1 日制定</p>  <p>「川の字は円形の中心に 2 分の 1 の点を外線とする円を画いた点を天として同一幅に垂直に線を引きほかに円形を画いて天を空ける」 (川之江市章条例) 川之江の川を丸くして鶴の形とし、その川鶴が頭に丸い玉をいただいているので縁起がよく、また川之江市は円満の玉をいただいでいて、将来円満で大いに発展する意。(川之江市史)</p> <p>・選考 公募 ・決定 審査委員会</p>	<p>市章 昭和 30 年 5 月 1 日制定</p>  <p>「伊予三島市のミシマを図案化したもので、マの点は発展浪頭にかたどり海外雄飛をも印象づけ更に合併 6 ケ町村を円く円満に抱擁、繁栄と融和のシンボルとして意味づけたもの」 (通規通則として例規集に記載)</p> <p>・選考 公募 ・決定 市長</p>	<p>町章 昭和 49 年 11 月 1 日制定</p>  <p>土居をかなで図案化したものであり、中央の円形は、平和で調和のとれた町を表し、全体の逆三角形は、今後躍進する土居町を夢多く表現している。 (特に規程なし)</p> <p>・選考 公募 ・決定 選考委員会</p>	<p>村章 昭和 50 年 11 月 17 日制定</p>  <p>(新宮村章条例) 新宮村の「シン」を回転する円形に組み合わせ、新宮村の発展と豊かな自然を象徴したもの。 (特に規程なし)</p> <p>・選考 公募 ・決定 選考委員会</p>	<p>市章については、印鑑登録証や各種証明書等の印刷物、さらには市旗や建物の表示等にも使用されるため、新市発足までに選定するものとする。 選定方法については、市章選定小委員会を設置し、検討する。</p>
【先例地】	<ul style="list-style-type: none"> ・ひたちなか市 「新たに市章を定める」 ・あきる野市 「新市において新たに定める」 ・西東京市 「新市において、調整する」 ・さいたま市 「新市において検討する」 ・東かがわ市 「新市発足までに選定する」 	<p>合併期日</p> <p>平成 6 年 11 月 1 日 平成 7 年 9 月 1 日 平成 13 年 1 月 21 日 平成 13 年 5 月 1 日 平成 15 年 4 月 1 日 (予定)</p>	<p>市章制定日</p> <p>平成 7 年 11 月 1 日 平成 8 年 11 月 1 日 平成 14 年 1 月 21 日 平成 13 年 10 月 25 日</p>		

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い		細項目	市の花、木、鳥の取扱い	
事務・事業・制度名等	市の花、木、鳥の取扱い			担当部会名等	宇摩合併協議会 事務局
基本調整方針	市の花、木、鳥については、新市において新たに定める。				調整方針確認日
					平成13年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
市町村の花	「菊」 昭和49年11月1日制定	「つつじ」 昭和49年2月1日制定 「コスモス」 平成6年11月1日制定	「つつじ」 昭和49年11月1日制定	「茶」 昭和58年1月制定	市の花、木、鳥については、新市発足後、速やかに制定のための組織化を図り、公募により決定するものとする。
市町村の木	「松」 昭和49年11月1日制定	「くすのき」 昭和49年2月1日制定	「五葉松」 昭和49年11月1日制定	「山桜」 昭和58年1月制定	
市町村の鳥	なし	なし	「めじろ」 昭和49年11月1日制定	なし	
市町村の歌等	「川之江市民の歌」 平成6年11月1日制定 その他各種音頭等	なし その他各種音頭等	「土居町町歌」 昭和49年11月1日制定 その他各種音頭等	なし その他各種音頭等	

【先例地】

- ・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行う。」
- ・あきる野市 「市の花、木、鳥は新市において新たに定める。」
- ・西東京市 「市の木、花、鳥は、新市において、調整する。」

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い		細項目	市民憲章の取扱い	
事務・事業・制度名等	市民憲章の取扱い			担当部会名等	宇摩合併協議会 事務局
基本調整方針	市民憲章については、新市において新たに定める。				調整方針確認日
					平成13年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
市町村民憲章	<p>市民憲章 昭和49年11月1日制定</p> <p>太古の清流金生川、自然と緑の呉石高原、風光明媚な瀬戸の海、このすばらしい環境と四国の中央に住む川之江市民は、輝く文化の伝統を受けつぎ、たくましい創造力を養い、活気あふれる未来都市を築くためこの憲章を定めます。</p> <p>1 か らだを鍛え楽しい家庭をつくりましょう。</p> <p>1 み どりをももり美しい心を育てましょう。</p> <p>1 の びゆく子どもをたくましく育てましょう。</p> <p>1 ま ごころと公聴心で住みよいまちをつくりましょう。</p> <p>1 ち からを合わせ豊かな未来を築きましょう。</p> <p>・選考 公 募 ・決定 選考委員会、議会</p>	<p>市民憲章 昭和46年11月1日制定</p> <p>私達は、法皇の山脈と瀬戸のすばらしい自然のもとに、伊予三島市の発展を願い、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>いつも健康で、平和を愛する明るい町にしましょう。</p> <p>よく聞いてよく話し合い、住みよい町にしましょう。</p> <p>みんなで教養を深め、かおり高い文化の町にしましょう。</p> <p>しぜんを守り、活気に満ちた産業の町にしましょう。</p> <p>まいにちが安心して生活できる福祉の町にしましょう。</p> <p>・選考 公 募 ・決定 選考委員会</p>	<p>町民憲章 昭和60年10月1日制定</p> <p>1 私たちは 赤星山のように堂々と郷土を愛します</p> <p>1 私たちは 瀬戸内海のような広大な心で助けあいます</p> <p>1 私たちは お年寄りと青少年を守り未来をひらきます</p> <p>1 私たちは 勤労を尊び産業の振興につとめます</p> <p>1 私たちは 祖先の遺産を大切に文化の花を咲かせます</p>	なし	<p>新市発足後、速やかに制定のための組織化を図り、公募により決定するものとする。</p>

【先例地】

- ・ひたちなか市 「合併後検討委員会を設け、新たに市民憲章を定める。」
- ・あきる野市 項目なし（平成13年度に制定）
- ・西東京市 「市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。」

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い		細項目	都市宣言の取扱い	
事務・事業・制度名等	都市宣言の取扱い			担当部会名等	宇摩合併協議会 事務局
基本調整方針	非核平和都市宣言、交通安全都市宣言、人権尊重都市宣言については、新市において宣言文を統一し都市宣言を行う。その他の都市宣言については新市において調整する。				調整方針確認日
					平成13年 月 日
具体項目	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
都市宣言等	「交通安全都市」の宣言 昭和40年9月28日 「非核平和都市」の宣言 昭和61年12月23日 ○「人権尊重都市」の宣言 平成5年6月25日 「シートベルト完全着用都市」の宣言 平成8年6月21日	安全都市宣言 昭和36年12月27日 暴力排除安全都市宣言 昭和40年3月23日 平和都市宣言 昭和41年6月27日 世界連邦平和都市宣言 昭和49年3月14日 暴力追放都市宣言 昭和60年10月17日 非核平和都市宣言 昭和61年6月20日 スポーツ・文化都市宣言 平成2年9月25日 人権尊重都市宣言 平成5年6月25日	土居町人権宣言 昭和55年3月2日 ゆとり創造宣言 平成4年3月23日 交通安全の町宣言 平成5年3月23日 非核平和の町宣言 平成6年3月22日	非核都市宣言 平成3年9月25日 非核平和宣言 平成6年12月20日 人権擁護宣言の村 平成2年9月25日 明るく正しい選挙宣言の村 昭和55年9月29日	

【先例地】

- ・ひたちなか市 「核兵器廃絶平和都市宣言については、宣言文を統一し、都市宣言を行う。スポーツ健康都市宣言については、新市において調整する。」
- ・あきる野市 「清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のまち宣言は、新市において調整する。」
- ・西東京市 「市民憲章、高齢者憲章、都市宣言については、新市において、調整する。」

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い		細項目	祭り等	
事務・事業・制度名等	祭り等		担当部会名等	宇摩合併協議会 事務局	
基本調整方針	祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。				調整方針確認日
					平成13年 月 日
主催団体	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
観光協会	桜まつり 4月上旬日曜(城山公園) 夏まつり(花火大会) 7月15日(川之江港)	桜まつり 4月上旬日曜(三島公園) みなと祭(花火大会) 7月25日(三島港)	はなまつり 4月上旬日曜(すすきヶ原) 夏まつり(花火大会) 8月15日(関川ふるさと広場) いもたき 8月25日~9月30日 (関川ふるさと広場)		
実行委員会等	桜まつり 4月上旬日曜(向山公園) 主催:上分公民館等 紙まつり 7月最終土日(市民会館等) 主催:四国かわのえ紙まつり実行委員会 秋まつり 10月13~15日 主催:川之江市太鼓台連絡協議会	豊岡町花まつり 4月上旬日曜(山の神公園) 主催:花まつり実行委員会 魚まつり 5月上旬日曜(三島・寒川漁協) 主催:魚まつり実行委員会 みなと祭 7月23~25日(市内各会場) 主催:みなと祭実行委員会 湖水まつり 8月上旬土日(金砂湖畔公園外) 主催:湖水まつり実行委員会 コスモス祭・コスモス感謝祭 8月下旬~9月中旬間の日曜 (翠波高原) 主催:コスモス感謝祭実行委員会 太鼓まつり 10月21~23日(三島・豊岡) 20~22日(寒川) 主催:伊予三島太鼓まつり実行委員会 大産業祭 11月第2土日(伊予三島市運動公園) 主催:産業祭実行委員会	夏まつり(踊り連競演外) 8月15日(関川ふるさと広場) 主催:夏まつり実行委員会 秋まつり 10月13~15日 主催:土居町太鼓台運営委員会 産業祭 12月第1土日(文化会館) 主催:産業祭推進委員会	霧の森お茶まつり 5月最終日曜(堂成地区) 主催:霧の森 あじさいまつり 6月最終日曜(中野地区) 主催:新宮あじさいグループ 鐘おどり 8月最終日曜(大西神社) 主催:鐘おどり保存会 秋まつり(天王の屋台) 10月最終日曜(素鷲神社) 主催:素鷲神社 産業文化祭 11月3日(中央公民館) 主催:新宮村	

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い	細項目	祭り等		
事務・事業・制度名等	祭り等		担当部会名等	宇摩合併協議会 事務局	
基本調整方針	祭り等については、新市において地域性を尊重しながら、統一できるものについては逐次調整する。				調整方針確認日
					平成13年 月 日
主催団体	川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村	調整の具体的内容
その他団体等	水産まつり 10月下旬日曜(川之江漁港) 主催:川之江漁協 グリーンフェスタ in 金生 11月上旬日曜(金生農協) 主催:JA うま 農協まつり 11月上旬日曜(川之江農協) 主催:JA川之江	疏水感謝祭 4月上旬平日(戸川公園) 主催:上柏公益会 グリーンフェスタ in 伊予三島 11月上旬日曜(運動公園) 主催:JA うま 産業祭と同時開催	グリーンフェスタ in 土居 11月上旬日曜(文化会館) 主催:JA うま 産業祭と同時開催		

「祭り等」の考え方 …… 主催団体を問わず、広く一般住民を対象に恒例行事として開催されているもの。(植樹祭等、行政の一分野における普及、振興的なイベントを除く。)

- 【先例地】
- ・ひたちなか市 「1. 市民主導による合併市町村の夏祭りとするよう調整に務めるものとする。」
 「2. 花火大会は、観光協会事業として一本化した取組みを行うよう調整に務めるものとする。」
 - ・あきる野市 「2市町独自の行事については、新市においてその内容を拡大する。2市町共通の内容の行事については、新市において調整する。」
 - ・西東京市 「新市において、調整する。」

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目	慣行の取扱い	細項目	姉妹都市・友好都市等の取扱い						
事務・事業・制度名等	友好都市の取扱い		担当部会名等 宇摩合併協議会 事務局						
基本調整方針	川之江市において宣城市と交わしている友好都市協定については、新市においてもこれを継承する。		調整方針確認日 平成13年 月 日						
主催団体	川之江市		調整の具体的内容						
友好都市名	中華人民共和国 安徽省 宣城市（協定締結当時は宣州市）								
協定提携日	平成7年（1995）10月18日								
提携の経緯	<p>川之江市は、宝暦年間（1751～1764）以来、2百数十年にわたり法皇山脈の中央を流れる清流金生川の豊かな水と山間部に育成する楮（こうぞ）や三椏（みつまた）を原料に良質の紙を生産する町として、その営みを続けてきた。宣州市もまた「宣紙」と呼ばれる有名な紙の産地であり、山肌一面に紙原料を日干しした様は「紙の里」にふさわしい。こうした両市が1982年（昭和57年）、まず経済界を中心とした交流を開始し、その後裾野を広げ数次にわたり交流親善を深めてきた。こうした中、1995年（平成7年）8月に国際交流の推進母体となる、社団法人川之江市国際交流協会が設立され、同年10月18日に、当時の宣州市において両市の友好都市締結の調印を行った。その後、2001年（平成13年）1月、宣州市を含む宣城地区が中央政府により撤廃され、新たに宣城市が誕生した。宣州市から引き継いで2001年4月11日、両市の友好都市協定に調印した。</p>								
宣城市の概要	<p>宣城市は安徽省の南東に位置し、悠久な歴史と奥深い文化を持つ江南名城で、東は江蘇省と浙江省に隣接し、南が黄山にもたれ北が揚子江に繋がり、安徽省の門戸となっている。昔からの景勝地であり、著名な徽文化の発祥の地である。面積12,340平方キロ、人口274万人。</p>								
交流の状況 （国際交流協会）	<p>【平成12年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>柔道親善訪中団派遣 訪問先：安徽省合肥、蕪湖、宣州、黄山、屯溪 期 間：8月13日～8月19日 派遣人員：21名</td> <td>日中訪問団「第3次市民友好の翼」(定期便利用) 訪問先：大連、旅順、瀋陽、北京 期 間：8月23日～8月19日 派遣人員：137名</td> <td>日中児童書画展交流交換事業 作品：川之江市内小学生 書道50点 絵画50点 展示：宣城市博物館</td> </tr> </table> <p>【平成13年度】</p> <table border="0"> <tr> <td>川之江市公式訪中団派遣 期 間：4月10日～16日 参加者：19名（市・市議会・市国際交流協会） 視察先：宣城市、香港外</td> <td>市民親善訪中団派遣「第4次市民友好の翼」 期 間：9月22日～26日 訪問先：西安、敦煌 派遣人員：140名</td> <td></td> </tr> </table>			柔道親善訪中団派遣 訪問先：安徽省合肥、蕪湖、宣州、黄山、屯溪 期 間：8月13日～8月19日 派遣人員：21名	日中訪問団「第3次市民友好の翼」(定期便利用) 訪問先：大連、旅順、瀋陽、北京 期 間：8月23日～8月19日 派遣人員：137名	日中児童書画展交流交換事業 作品：川之江市内小学生 書道50点 絵画50点 展示：宣城市博物館	川之江市公式訪中団派遣 期 間：4月10日～16日 参加者：19名（市・市議会・市国際交流協会） 視察先：宣城市、香港外	市民親善訪中団派遣「第4次市民友好の翼」 期 間：9月22日～26日 訪問先：西安、敦煌 派遣人員：140名	
柔道親善訪中団派遣 訪問先：安徽省合肥、蕪湖、宣州、黄山、屯溪 期 間：8月13日～8月19日 派遣人員：21名	日中訪問団「第3次市民友好の翼」(定期便利用) 訪問先：大連、旅順、瀋陽、北京 期 間：8月23日～8月19日 派遣人員：137名	日中児童書画展交流交換事業 作品：川之江市内小学生 書道50点 絵画50点 展示：宣城市博物館							
川之江市公式訪中団派遣 期 間：4月10日～16日 参加者：19名（市・市議会・市国際交流協会） 視察先：宣城市、香港外	市民親善訪中団派遣「第4次市民友好の翼」 期 間：9月22日～26日 訪問先：西安、敦煌 派遣人員：140名								

宇摩合併協議会 項目別調整方針

協議項目		第3セクターの取扱い		細項目		
事務・事業・制度名等				担当部会名等	財務部会 管財分科会	
基本調整方針		株式会社やまびこについては、出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。				調整方針確認日
						平成 年 月 日
川之江市	伊予三島市	土居町	新宮村			調整の具体的内容
なし	なし	なし	<p>○株式会社 やまびこ</p> <p>・平成13年度決算状況</p> <p>・設置団体 新宮村</p> <p>・法人格 商法の規程に基づき設立された収益法人</p> <p>・名称 株式会社やまびこ</p> <p>・設立 平成10年6月19日</p> <p>・事務所所在地 宇摩郡新宮村大字馬立4491番地1</p> <p>・設立の趣旨 平成4年に完成した「新宮インターチェンジ」を活用し、都市と山村の交流促進施設を核とする観光ネットワークの構築による観光振興、総合交流促進施設の管理運営業務のほか、多様な村づくりの展開が可能な活動業務を念頭にレストランの経営や特産品の加工販売など15項目の営業種目を持つ総合的な村づくりの会社として設立 (株式会社やまびこ設立趣意書要約)</p> <p>・資本金 125,500千円</p> <p>・役員構成 取締役5名 監査役2名</p> <p>・事業内容</p> <p>1 飲食店、喫茶店、加工食品直売施設、キャンプ場、各種スポーツ施設、宿泊・研修施設、資料館、茶室及び養魚場の経営並びに管理業務の受託</p> <p>2 豆腐類、パン、菓子類、乳製品、惣菜仕出し弁当類の製造・販売及び農産物、水産物の加工・販売</p> <p>3 観光案内業務、広告、出版物の発行及び販売並びに各種催事の企画・運営</p> <p>4 山菜、清涼飲料水、酒類、煙草類、切手類及び観光土産品の販売</p> <p>5 工芸品、民芸品の製造及び販売</p> <p>6 ふるさと小包、地域特産品の企画、研究及び開発</p> <p>7 食肉の加工及び販売</p> <p>8 給食業務の受託</p> <p>9 村営福祉バス及び通学バスの運行業務の受託</p> <p>10 農林業の作業の代行及び請負</p> <p>11 福祉等、公共公益施設の管理業務の受託</p> <p>12 上下水道の使用料金徴収及び検針業務の受託</p> <p>13 道路の維持補修等管理業務の受託</p> <p>14 一般廃棄物の収集運搬業務の受託</p> <p>15 前各号の付帯する一切の事業 (会社定款第1章より)</p>	<p>貸借対照表</p> <p>資産の部</p> <p>I 流動資産 円</p> <p>(1)現金・預金 44,389,974</p> <p>(2)売掛金 3,189,780</p> <p>(3)たな卸資産 10,403,717</p> <p>(4)前払費用 262,500</p> <p>(5)未収入金 3,275,000</p> <p>(6)未収還付法人税等 8,318</p> <p>流動資産 計 61,529,289</p> <p>II 固定資産</p> <p>i 有形固定資産 7,461,972</p> <p>(1)建物 5,024,936</p> <p>(2)車両・運搬具 595,503</p> <p>(3)工具・器具・備品 1,728,518</p> <p>(4)その他の有形固定資産 113,015</p> <p>ii 無形固定資産 263,200</p> <p>(1)電話加入権 263,200</p> <p>iii 投資等 1,600,000</p> <p>(1)敷金 1,600,000</p> <p>固定資産 計 9,325,172</p> <p>III 繰越資産 120,636</p> <p>i 繰越資産 120,636</p> <p>資産の部合計 70,975,097</p>	<p>負債の部</p> <p>I 流動負債 円</p> <p>(1)買掛金 2,936,169</p> <p>(2)未払費用 8,185,707</p> <p>(3)未払法人税等 482,000</p> <p>(4)前受金 120,000</p> <p>(4)預り金 71,750</p> <p>流動負債 計 14,887,326</p> <p>II 固定負債 0</p> <p>III 引当金 0</p> <p>負債の部合計 14,887,326</p> <p>資本の部</p> <p>I 資本金 125,500,000</p> <p>II 法定準備金 0</p> <p>III 欠損金 △ 69,412,229</p> <p>当期末処理損失 △ 69,412,229 (うち当期損失) (△ 10,847,619)</p> <p>資本の部合計 56,087,771</p> <p>負債・資本の部合計 70,975,097</p>	<p>出資金は新市に引き継ぎ、管理・運営は現行どおりとする。</p>